



公益財団法人佐賀県スポーツ協会加盟団体規程第10条 第1項に基づく処分について

当協会加盟団体である佐賀県ポート協会における国体派遣費補助金の不正受給の事案に関し、当協会加盟団体規程第4条第3号に規定する要件を欠くこととなったことから、下記の処分を行ったものです。

記

- 1 処分団体名 佐賀県ポート協会
佐賀県東松浦郡玄海町
- 2 処分通知日 令和2年2月27日(木)
- 3 処分内容 勧告(加盟団体規程第10条第1項第2号)
 - ・意思決定、経理の在り方に関し、検証可能な組織整備を行うこと。
 - ・今回の事案を受け、組織のガバナンス・運営等の問題分析を行うこと。
 - ・分析結果を踏まえ、今後の組織運営にかかる具体的な改善計画を作成すること。
- 4 理 由
 - ・佐賀県スポーツ協会団体規程第4条第3号に規定する要件を欠くこと。
 - ・同協会のガバナンスの欠如、適切な意思決定がなされないままの運営、透明性も保たれていないこと。
 - ・現在、新しい組織の整備、会計業務の見直しについて検討中であること、また本件問題に何ら責任のない全国でもトップを争うような選手もおり、その活躍する選手・指導者への影響を考慮。
- 5 条 件
 - ・改善計画書を令和2年4月末日までに当協会に提出すること。
 - ・佐賀県ポート協会規約、組織体制を再度検証、見直しを実施するとともに組織体制の明確化を図ること。
 - ・改善計画書提出以後、改善状況を3か月毎に佐賀県スポーツ協会に報告すること。(以降1年間)
 - ・改善が見られず、佐賀県スポーツ協会加盟団体として著しく適性を欠くと判断した場合には資格停止を含めて処分を検討すること。

令和2年2月27日
(公財)佐賀県スポーツ協会
団体支援課 山下 和幸
電話：0952-30-7716



【 参 考 】

「公益財団法人佐賀県スポーツ協会加盟団体規程」抜粋

～～

(加盟団体の使命)

第4条 加盟団体は、法令及び本協会諸規定を厳守するとともに、スポーツ団体として公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に取り組まなければならない。

- (1) スポーツ社会の実現を目指して、スポーツの普及・推進及び競技力向上に努めること。
- (2) スポーツを行う者の権利・利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展に努めること。
- (3) スポーツ団体としての適正な組織運営・経営を行い、情報公開など透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。
- (4) スポーツの推進に当たり、組織運営、登録競技者及びスポーツ指導者等に関して必要となる諸規定、基準、規則等の整備を図ること。
- (5) スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めること。

～～

(処分)

第10条 定款第8条第2項に該当するとき、本規程第4条に定める義務を怠る等、組織の管理運営に適正を欠いたとき、又は本協会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2 前項の具体的な手続き及び内容については別に定める。

《処分の種類及び内容》

- (1) 指導 書面により、是正・改善を求める。↵
- (2) 勧告 書面により、是正・改善を求めるとともに、一定期間を定め改善計画の提出を求める。
- (3) 資格停止 書面により、一定期間加盟団体としての権利・権限を停止する。なお、資格停止の具↵
体的な内容は、以下のとおりとする。↵
 - ① 事業↵
 - ア 本協会各種事業への参画（選手強化、国民体育大会の開催協力、選手強化のための環境整備、スポーツに関する普及・啓発・人材養成、スポーツ大会等の開催補助等）↵
 - イ 本協会名義の使用（主催、共催、後援等）↵
 - ② 役員・評議員↵
 - ア 理事候補者及び評議員候補者の推薦↵
 - イ 当該団体推薦役員、評議員の理事会・評議員会への出席↵
 - ③ 推薦↵
 - ア 当該団体に関して、本協会から他団体・機関等への各種推薦（栄典・銃砲所持等）↵
- (4) 退会 書面での通知を以て、当該団体を本協会から退会させる。↵